

軽自動車税の手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で原動機付自転車・軽自動車などを所有する人が納める税金です。転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてください。税金の減免なども併せて期限内に申請してください。

（申問）税務課（本庁舎内） ☎82・2070

廃車、名義変更などの手続きはお早めに！

軽自動車税（種別割）を納めるのは、4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有する人です。市外への転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてください。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。

車両を処分しても、市役所などで廃車手続きをしなければ軽自動車税がかかります。廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続きの完了日です。手続代行業者などを利用する場合は、依頼日から手続き完了までに数日かかりますので、早めに手続きをお願いします。

廃車・名義変更の手続き

◆市役所で手続きするもの
原動機付自転車（125cc以下）
小型特殊自動車（農耕作業用・その他特殊作業用）
ミニカー



■手続場所／税務課・各支所
■手続きに必要なもの

●廃車の場合／①標識交付証明書
か登録票②ナンバープレート③届出者の本人確認書類

●名義変更の場合／①標識交付証明書か登録票②ナンバープレート
※番号変更される場合③届出者の本人確認書類

◆市役所以外で手続きするもの
3輪・4輪の軽自動車
■手続場所／軽自動車検査協会兵庫

庫事務所（神戸市東灘区御影本町1・5・5） ☎050・3816・1847
2輪の小型自動車、軽2輪（125ccを超えるもの）
■手続場所／神戸運輸監理部兵庫陸運部（神戸市東灘区魚崎浜町34・2）
☎050・5540・2066

◆手続きは、代行している自動車販売店や団体でも可能です。

軽自動車税（種別割）の減免について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者などは、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。

令和4年度軽自動車税（種別割）

減免申請の新規受付は、4月1日（金）から5月24日（火）までです。

現在減免を受けている人には、3月中に継続用の減免申請書を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。

なお、年度途中に名義変更・買い替えをした場合は、新たに申請が必要です。必要書類をそろえて、早めに手続きをお願いします。

車検を受けるには車検用の納税証明書が必要です

車検用納税証明書の有効期限は、5月30日（月）です。車検代行業者に依頼する場合は、有効期限までに車検を済ませてください。

■現金納付の場合／過去に未納がない人は、納付書に付いている車検用納税証明書を利用ください。

■口座振替の場合／市役所・各支所窓口で車検用納税証明書（無料）を申請してください。※口座振替後、約1週間程度は収納確認ができないことがあります。振替済みの通帳を持参してください。口座振替の人には、6月中旬以降にハガキで車検用納税証明書を送付します。

口座振替が便利です！

軽自動車税の納税は納め忘れない口座振替がおすすめです！通帳・印鑑を持って、利用の金融機関で手続きをお願いします。

